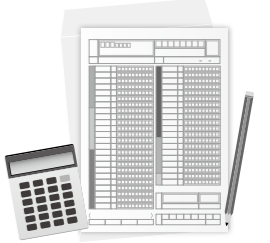


所得税と町県民税の 申告相談を 実施します



町民の皆さんに令和元年分の所得を申告してもらう、所得税の確定申告と町県民税の申告時期です。
所得税の確定申告は小田原税務署または町の申告会場で、町県民税は町の申告会場で申告できます。
申告会場の日時、申告内容をご確認の上、必要な書類を早めに準備し、期限内に申告しましょう。

町民の皆さんに令和元年分の所得を申告してもらう、所得税の確定申告と町県民税の申告時期です。
所得税の確定申告は小田原税務署または町の申告会場で、町県民税は町の申告会場で申告できます。
申告会場の日時、申告内容をご確認の上、必要な書類を早めに準備し、期限内に申告しましょう。

●**所得税の確定申告が必要な方**
○給与所得者で、給与以外の所得が20万円を超えた方
○給与を2か所以上から受けている方
○事業をしている方や不動産収入のある方 など
※公的年金などの年金収入額が400万円以下で、その他の所得が20万円以下の場合、所得税の確定申告は不要です。ただし、医療費控除などによる所得税の還付を受けるための申告書は提出できます。
●**給与や年金から所得税が源泉徴収されている方**
次のような方が確定申告をする、所得税が還付される場合があります。
○**年末調整に控除が間に合わなかった(年末調整されていない)場合**
○**医療費控除を追加する場合**
○**療養費控除を追加する場合**
○**対象の医療費** 令和元年中に、本人や本人と生計を一にする親族のために支払った医療費

●**町県民税の申告が必要な方**
所得税の確定申告をする方や、給与所得者で給与以外の所得がなく、年末調整されている方は、原則として町県民税の申告は不要です。
ただし、次のような方は町県民税の申告が必要です。
○**昨年中に所得がなく、家族の税金上の扶養になつていない方**
○**昨年中に所得があるが、確定申告の必要がない方**
○**その他、町から申告書が送られてきた方で、確定申告の必要がない方**
主婦や学生、病気などで所得がなかった方は、その旨を記入し提出してください。
所得の有無にかかわらず、申告がない場合、年金などの給付、国民健康保険料や介護保険料の決定、所得証明書などの発行ができなくなります。
また、確定申告が不要でも、町県民税の課税において「公的年金等の源泉徴収票」に記載のある社会保険料控除や配偶者控除以外の各種控除(生命保険料、医療費、扶養など)を追加する場合は、町県

●**町県民税の申告が必要な方**
所得税の確定申告をする方や、給与所得者で給与以外の所得がなく、年末調整されている方は、原則として町県民税の申告は不要です。
ただし、次のような方は町県民税の申告が必要です。
○**昨年中に所得がなく、家族の税金上の扶養になつていない方**
○**昨年中に所得があるが、確定申告の必要がない方**
○**その他、町から申告書が送られてきた方で、確定申告の必要がない方**
主婦や学生、病気などで所得がなかった方は、その旨を記入し提出してください。
所得の有無にかかわらず、申告がない場合、年金などの給付、国民健康保険料や介護保険料の決定、所得証明書などの発行ができなくなります。
また、確定申告が不要でも、町県民税の課税において「公的年金等の源泉徴収票」に記載のある社会保険料控除や配偶者控除以外の各種控除(生命保険料、医療費、扶養など)を追加する場合は、町県

次の本人確認書類の提示または写しの添付が必要です

マイナンバーカード

または

番号確認書類

- ご本人のマイナンバーを確認できる書類
- 通知カード
 - 住民票の写しまたは住民票記載事項証明書
(マイナンバーの記載のあるものに限る)

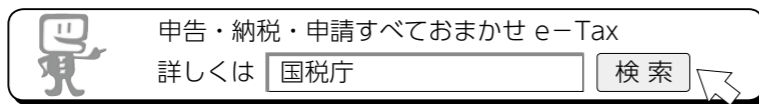
のうちのいずれか1つ

身元確認書類

- 記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類
- 運転免許証 ●公的医療保険の被保険者証
 - パスポート ●障害者手帳
 - 在留カード ●年金手帳

などのうちのいずれか1つ

申告書は、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」でも作成できます。
(利用者識別番号(納税者用ID)は「国税庁 利用者識別番号」で検索!)



【国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>】

申告相談所の開設

●町の申告会場

日	月	火	水	木	金	土
2/16	2/17	2/18	2/19	2/20	2/21	2/22
—	湯本	湯本	温泉	宮城野	宮城野	仙石原
2/23	2/24	2/25	2/26	2/27	2/28	2/29
—	—	仙石原	仙石原	湯本	湯本	—
3/1	3/2	3/3	3/4	3/5	3/6	3/7
—	箱根	宮城野	宮城野	仙石原	仙石原	—
3/8	3/9	3/10	3/11	3/12	3/13	3/14
湯本	湯本	湯本	湯本	湯本	湯本	—
3/15	3/16	【受付時間】				
—	湯本	9時~16時 (平日の湯本会場は17時まで)				

・3/16(月)は、役場分庁舎で「町県民税」のみ申告の受付を行います。所得税の申告(確定申告)の受付はできません。
・会場の日程が変更されていますので、ご確認の上来場してください。
【会場】
・湯本…役場分庁舎
・温泉…温泉公民館
・宮城野…宮城野公民館
・仙石原…仙石原文化センター
・箱根…箱根出張所
※令和2年1月1日現在で町内に居住している方のみ受付します。

●小田原税務署 ☎0465-35-4511(代)

日時(受付時間)	内容
2月17日(月)~3月16日(月)の平日 (2月24日(月)・3月1日(日)は開設)	受付: 8時30分から16時まで (提出は17時まで) 相談: 9時から17時まで

【所得税以外の税目】

- ・贈与税(納税) 3月16日(月)まで
 - ・個人事業者の消費税 3月31日(火)まで
- ※詳しくは小田原税務署に問い合わせてください。

●(公社)小田原青色申告会(所得税)による 申告指導 ☎0465-24-2614

日時(受付時間)	会場
2月3日(月)~3月16日(月)	9時~15時 (最終日は14時まで)
	青色会館3階 大ホール (小田原市本町2-3-24)

※2月の土曜日と日曜日、3月の土曜日はお休みです。



●町では受付ができない申告

次に該当する方は、町の申告相談を受けられません。小田原税務署で申告相談をしてください。
(1)青色申告 (2)住宅借入金等特別控除の1年目 (3)平成30年分以前の確定申告
(4)譲渡所得に係る確定申告 (5)昨年中に亡くなった人の所得の申告

- 照会先**
- 税務課 ☎85-7750 (町県民税、所得税)
 - 小田原税務署 ☎0465-35-4511(代) (所得税、贈与税、住宅取得控除、消費税)